

○ 函館市障がい者基本計画（抜粋）

I 総 論

第1 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

本市においては、昭和59年の「障害者に関する函館市行動計画」、平成4年の「障害者に関する当面の重点施策」に続き、平成9年2月には、「障害者に関する新函館市行動計画（平成8年度～平成17年度）」を策定し、障がい者施策の計画的な推進に努めてきました。

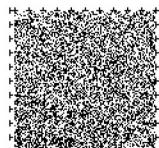
この間、社会福祉基礎構造改革に伴い平成12年に社会福祉法が成立し、そのなかで利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、サービスの質の向上、社会福祉事業の充実・活性化、地域福祉の推進などが定められました。

国においては、平成14年12月に障がい者施策の基本的方向を定めた「障害者基本計画」および重点的に実施する施策や目標を定めた「重点施策実施5か年計画」（新障害者プラン）を策定し、北海道においては、平成15年3月に障がい者計画としては第3次となる「北海道障害者基本計画」および計画の前半に取り組む重点施策や目標値を定めた「前期実施計画」を策定しました。

平成15年4月からは、障がいのある人の自己決定や選択を尊重した利用者本位のサービス提供を基本とする「支援費制度」が導入されたほか、平成17年10月には、身体・知的・精神に共通の障がい保健福祉サービス体系へと障がい者施策の一元化を図る障害者自立支援法が制定され、ソフト・ハード両面にわたる社会全体のバリアフリー化を一層推進し、障がいのある人もない人も、一人の人間として基本的人権が尊重されるとともに、自らの主体性、自立性を確立し、社会活動に積極的に参加することにより、その能力を十分発揮できるような環境づくりが求められています。

また、本市は平成16年12月に近隣4町村と合併し、平成17年10月には中核市に移行したことから、社会福祉法人に対する指導や各種事業に対する許認可の権限が北海道から移譲されるなど、各種福祉サービスの提供にあたって、市がより主体的に関わることができるようになりました。

このような社会情勢の変化を踏まえ、本市における障がい者施策の一層の推進を図るため、障がい者計画としては第4次になる「函館市障がい者基本計画」を策定するものです。



2 計画の位置付け

この計画は、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画であるとともに、本市のまちづくりを総合的・計画的に推進する「函館市基本構想」の実現に向け、「函館市地域福祉計画」、「函館市高齢者等保健・医療・福祉計画」などの他の諸計画との整合性を図りながら、今後の障がい者施策の基本となる計画として策定するものです。

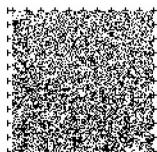
3 計画の期間

計画の期間は、平成18年度から平成27年度までの10か年とします。

なお、社会情勢やニーズの変化、前期の事業の進捗状況などを踏まえ、中間年に後期の推進について検討します。

4 対象とする障がいのある人の範囲

この計画で対象とする障がいのある人とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障害、知的障害または精神障害があるため、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人」のほか、「てんかんの人および難病に起因する身体または精神上の障害を有する人であって、継続的に生活上の支障がある人」および発達障害者支援法第2条第1項の規定に基づく「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害（外傷性、後天性のものを含む）のある人」とします。



第4 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

この計画は、障がいのある人の基本的人権が尊重され、乳幼児期から高齢期に至るライフステージのすべての段階において、身体的、精神的、社会的な適応能力の回復にとどまらず、地域の中で自立した生活ができるよう、あらゆる分野のサービスが有機的、体系的に提供される社会を目指す「リハビリテーション」の理念と、障がいのある人もない人も共に生活し活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承します。

この理念のもとに、障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちを目指します。

2 計画の基本的な方向

(1) 地域生活の支援体制の充実

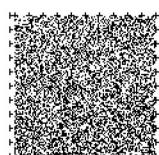
障がいのある人が自らの選択により、できるだけ身近なところで必要なサービスを受けながら、住み慣れた地域での生活の継続や、入所施設から地域生活への移行が促進されるよう、一人ひとりの障がいに応じたニーズを的確に把握し、障がいの特性に対応した適切な保健・医療・福祉サービスを提供する体制の整備・充実を図ります。

(2) 自立と社会参加の促進

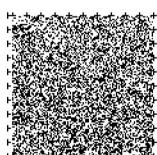
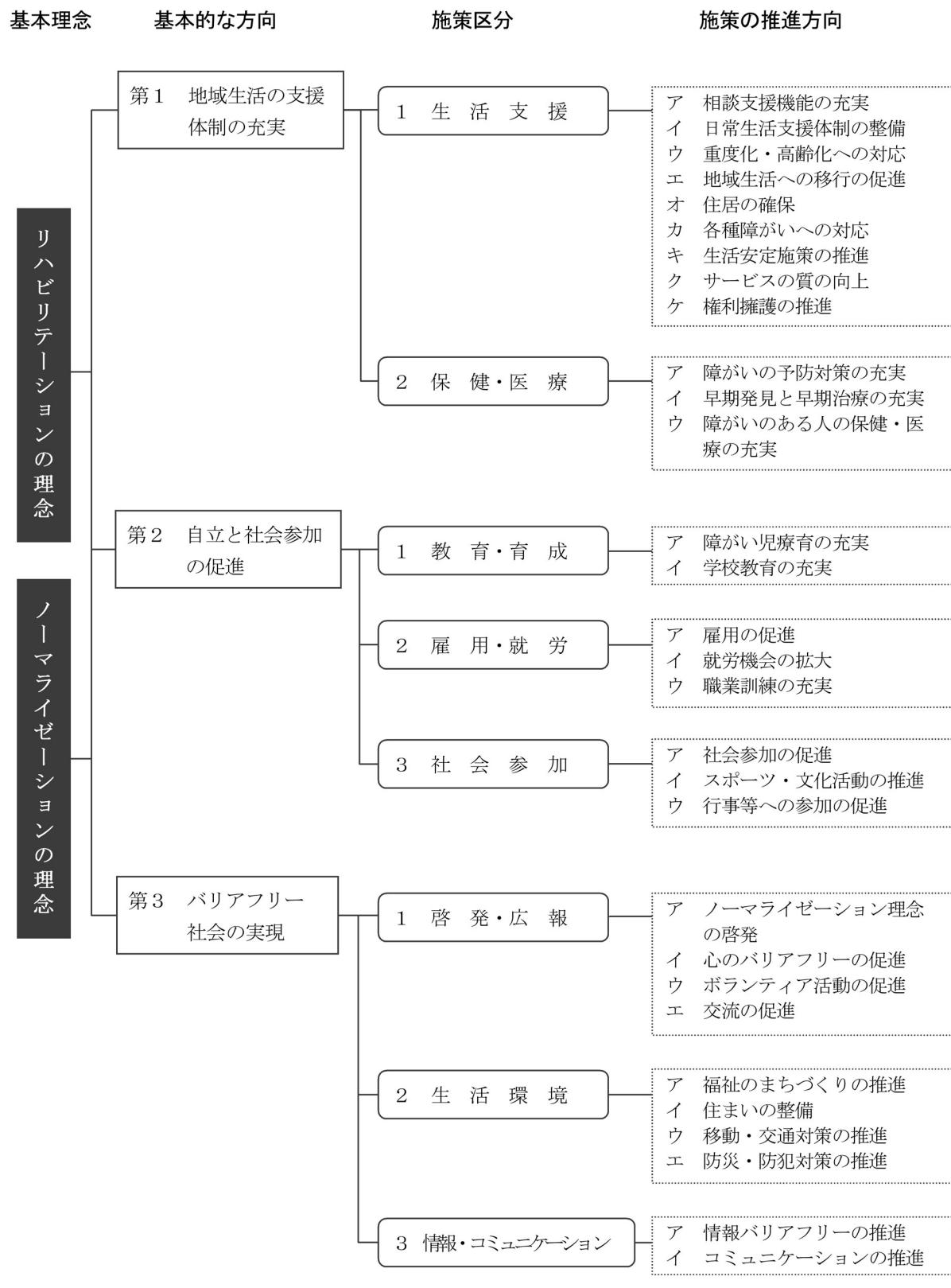
障がいのある人が可能な限り自らの選択と決定により、自立して主体的に行動し、その行動に責任を負うとともに、社会のあらゆる活動に参加し、地域において生きがいを持って生活できるよう、乳幼児期からの早期療育や教育を通じた発達支援、就労支援など、ライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援の充実に努めます。

(3) バリアフリー社会の実現

障がいのある人の生活環境を整備するという観点から、地域社会に存在する偏見と差別といった心のバリア、住まいや移動等の環境のバリア、情報のバリアなど、地域生活を阻むソフト・ハード両面にわたる様々なバリアの解消に努めるとともに、障がいのある人の地域生活を支える市民の主体的な地域福祉活動を推進します。

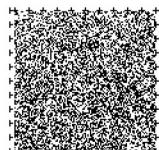


3 施策の体系



○ 計画策定の経過

年 月 日	事 項
平成20年 5月 1日	・「函館市福祉計画策定推進委員会」設置 (委員30名、うち一般公募委員3名のほか障がい者部会特別委員5名)
7月18日	・第1回 福祉計画策定推進委員会開催 【正副会長の選出、専門委員の指名、ほか】
10月27日	・第1回 福祉計画策定推進委員会障がい者部会開催 【計画策定の概要、策定に係る国の基本指針案概要、ほか】
11月26日	・第2回 福祉計画策定推進委員会障がい者部会開催 【計画における数値目標・サービス見込量の進捗状況と見込み、ほか】
12月 3日	・第3回 福祉計画策定推進委員会障がい者部会開催 【本計画における取組み、ほか】
12月18日	・第4回 福祉計画策定推進委員会障がい者部会開催 【計画素案(たたき台)に係る協議】
平成21年 1月21日	・第2回 福祉計画策定推進委員会開催 【計画素案(たたき台)に係る協議】
1月23日	・福祉計画策定推進委員会から市へ検討結果報告書の提出
1月23日	・府内関係各課へ計画(素案)に対する意見照会
2月 3日	・関係部局長との協議
2月10日	・市議会民生常任委員会に計画(案)の報告
2月13日	・計画(案)に対するパブリックコメント(市民意見募集)の実施 (計画(案)の概要を市政はこだてに掲載、計画(案)を本庁・支所で配布し、市ホームページに掲載～3月16日)
2月18日	・関係団体との懇談会開催
3月12日	・市議会民生常任委員会で計画(案)の協議



○ 函館市福祉計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市における高齢者福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画をいう。）および介護保険事業計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画をいう。），障がい者基本計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条に規定する市町村障害者計画をいう。）および障がい福祉計画（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条に規定する市町村障害福祉計画をいう。）ならびに次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する市町村行動計画をいう。）を策定し、および推進するに当たり、市民の意見等を反映させることを目的として、函館市福祉計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市の福祉行政に関し識見を有する者のうちから市長が指定する。
- 3 委員のうち3人は、公募による者とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第4条 委員会に会長1人および副会長2人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

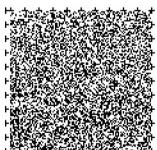
第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者等との懇談会を行うことができる。

(部会)

第6条 各種計画の専門的な事項について協議させるため、委員会に次に掲げる部会を置く。

- (1) 高齢者部会



(2) 障がい者部会

(3) 次世代部会

2 部会は、委員のうちから会長が指名する者および特別委員若干人をもって組織する。

3 特別委員は、専門的な識見を有する者のうちから、市長が指定する。

4 部会に部会長を置き、その部会に属する委員および特別委員（以下、これらを「専門委員」という。）の互選によりこれを定める。

5 部会長は、その部会の事務を総理する。

6 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する専門委員が、その職務を代理する。

7 第3条の規定は、特別委員の任期について準用する。この場合において、同条中「委員」とあるのは「特別委員」と読み替えるものとする。

8 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「専門委員」と読み替えるものとする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、福祉部において処理する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮つて定める。

附 則

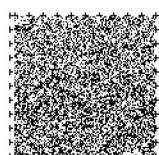
1 この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

2 函館市高齢者等保健・医療・福祉計画策定推進委員会設置要綱（平成17年4月1日市長決裁）は、廃止する。

3 函館市障がい者基本計画等策定推進委員会設置要綱（平成17年4月1日市長決裁）は、廃止する。

4 函館市次世代育成支援行動計画策定推進委員会設置要綱（平成16年4月1日市長決裁）は、廃止する。

5 この要綱の施行の日から平成23年3月31日までの間に市長が指定する委員および特別委員の任期は、第3条（第6条第7項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、市長の指定する日から平成23年3月31日までとする。



○ 函館市福祉計画策定推進委員会委員名簿

(平成21年1月21日現在)

■障がい者部会委員（委員会委員・部会特別委員）

[区分別・五十音順]

区分	氏 名	所 属 団 体 等
委員会委員	岩 波 勝 二	社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会 会長
	上 平 公 美	一般公募
	川 越 昌 彦	函館精神障害者家族会愛泉会 会長
	小 祝 良 介	函館市ボランティア連絡協議会 副会長
	佐々木 弘 子	特定非営利活動法人函館手をつなぐ親の会 広報担当理事
	○◇ 佐 藤 秀 臣	財団法人北海道難病連函館支部 支部長
	谷 川 忍	函館特別支援教育研究会 副会長
	松 野 育 彦	函館地域障害者自立支援協議会 会長
	松 森 美世子	障害児・者を守る函館地区連絡協議会 会長
	森 谷 康 文	北海道教育大学教育学部函館校 講師
部会特別委員	熊 谷 儀 一	社会福祉法人函館市社会福祉協議会 理事
	後 藤 務	函館市民生児童委員連合会 障害者専門部会長
	佐々木 聰 憲	函館公共職業安定所 職業相談部長
	島 信一朗	社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会 理事
	本 間 哲	社団法人函館市医師会 副会長

■委員会委員（障がい者部会委員を除く）

[部会別・五十音順]

区分	氏 名	所 属 団 体 等
高齢者部会委員	池 田 延 己	函館大妻高等学校 教頭
	坂 本 二三子	社団法人北海道看護協会道南南支部 第一副支部長
	竹 田 公 一	社団法人函館市医師会 副会長
	◎ 谷 口 利 夫	社会福祉法人函館市社会福祉協議会 会長
	野 口 鉄 男	一般公募
	堀 口 悅 郎	道南地区老人福祉施設協議会 副会長
	松 野 陽 陽	函館市地域包括支援センター連絡協議会 会長
	山 下 康 次	北海道理学療法士会道南支部 支部長
	渡 辺 郁 也	社団法人函館歯科医師会 副会長
次世代部会委員	阿 部 憲 司	函館市中学校長会 研究部員
	碇 幸 信	函館市小学校長会 調査部員
	金 谷 疊	函館市民生児童委員連合会 家庭児童専門部会長
	高 田 恵美子	函館市学童保育連絡協議会 副会長
	玉 利 達 人	函館市私立幼稚園協会 副会長
	橋 本 公 志	北海道函館児童相談所 地域支援課長
	長 谷 川 雅 昭	函館保育協会 会長
	英 千 栄	函館市P T A連合会 副会長
	原 子 はるみ	一般公募
	○ 三 浦 稔	函館大学 教授

※◎印は会長、○印は副会長、◇印は障がい者部会長を示す。

